

令和7年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業
パラリンピック教材の開発に関する業務委託

募 集 要 項

2025年4月21日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
日本パラリンピック委員会
『I'mPOSSIBLE』日本版事務局

募集要項

1. 委託業務名

「令和7年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の開発」に関する業務委託

2. 事業委託内容

(1) 業務

仕様書記載のとおり

(2) 契約上限額

本事業の実施に伴う予算額想定:金1,500万円(消費税等含む)

*コンサルティング、制作費用等全て含む

3. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がない者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 教育コンテンツ制作実績を有する者であること。(学校教育対象が望ましい)

4. 委託業者の選定

決定は企画提案競争をもって行うため、

- (1) 企画提案競争に参加を希望する企業は、以下に述べるスケジュールに従い、5月19日(月)までに必要書類を提出し、5月22日ごろ実施する企画提案にて企画の説明を行うこと。
- (2) 提案内容、価格、実績、事業実現性を踏まえ比較検討し、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)で審査し一社を選定する。
- (3) 業者選定後、業務委託契約書を締結する。

5. 今後のスケジュール

〈令和7年〉

4月21日(月) 募集開始

4月22日(火)～25日(金) 質問受付

4月30日(水) 質問回答

5月1日(木) 参加意思表明書を提出(以下、提出書類①)

5月19日(月) 必要書類を提出(以下、提出書類②～⑤)

5月22日(木)頃 企画提案の実施

5月下旬 委託業者決定

6. 質問の受付等

(1) 質問の方法

電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

4月22日(火)～4月25日(金)17時まで

(3) 担当部署

日本パラリンピック委員会『I' mPOSSIBLE』日本版事務局

E-mail: paraedu@parasports.or.jp

※電子メールでの質問の場合、件名に「『I' mPOSSIBLE』日本版 ICT 教材 業務委託 質問」と記載をお願いします。

(4) 質問の回答

質問の内容は公平性を保つため、JPC より4月 30 日(水)に参加各社へ情報提供を行う。

7. 提出書類

次の書類を期日までに電子メールにて提出すること。

受け付けた入札書類に対しては必ず受領確認の電子メールを返信するので、24 時間以内に返信がない場合は電話(03-5939-7021)にて『I' mPOSSIBLE』日本版事務局あてに問い合わせること。

期限を過ぎた応募書類はいかなる理由があっても無効とする。

(1) 5月 1 日(木)17 時必着

①参加意思表明書の提出

(2) 5月 19 日(月)17時必着

②見積書(任意書式)

*見積書の経費内訳書の提出

③企画提案書(任意書式)

*提案書の内容については、詳細な説明を求める場合がある

④実績書(任意書式)

⑤業務体制図(任意書式)

*業務全般を管理する責任者を配置すること。また本業務に係る各業務従事者に欠員が生じた場合、すみやかに充当すること。

(3) 提出/問合せ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会

『I' mPOSSIBLE』日本版事務局

E-mail: paraedu@parasports.or.jp

※電子メールの件名に「『I' mPOSSIBLE』日本版 ICT 教材 業務委託」と記載

8. 企画提案

・実施日:5月22日(木)頃

*実施日・時間等の詳細は5月20日(火)以降に連絡する。

・実施場所:当協会 会議室

・開始時間:別途連絡

・所要時間:45分(説明30分、質疑15分)

・参加人数:3名以内

- ・その他:事前に提出した提案書 を用いること。プレゼンテーションに必要な機材は各社で用意すること。大型モニター(HDMI ケーブル使用)は当協会の物品を使用できる。

9. 決定方法

提案内容、価格、実績、事業実現性等を踏まえ比較検討し、JPC で審査し一社を選定する。

10. 結果通知予定日及び方法

- (1) 結果通知予定日
5月30日(金)頃
- (2) 通知の方法
電子メールにて結果を通知する。
選考経緯については公表しない。

11. 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、取引中および取引終了後のいずれの時点においても、当協会の承認を得ることなく第三者に漏洩してはならない。

12. その他

- (1) 企画提案書作成にかかる経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (3) 委託業者の決定後、提案内容について協議の上、一部修正する場合がある。
- (4) 審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。
- (5) 委託業者(以下、受託者という。)は、JPC および『I'mPOSSIBLE』日本版事務局(以下「IP 事務局」という。)により別途認められた場合を除き、委託業者または委託業者の商品もしくはサービス(以下、総称して「受託者商品等」という。)が JPC および IP 事務局の公式のものである旨、JPC および IP 事務局により選ばれたものである旨、JPC および IP 事務局により承認されたものである旨、JPC および IP 事務局による保証を受けたものである旨、JPC および IP 事務局により推奨されている旨、JPC および IP 事務局の同意を得たものである旨、その他これに類する事実を表明してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (6) 受託者は、JPC および IP 事務局との関係または本契約の内容及び本契約の締結の事実について、受託者または受託者商品等の広告・宣伝の目的をもって公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

業務委託説明書(仕様書)

I. 委託業務名

「令和7年度パラスポーツ振興事業 普及・啓発事業 パラリンピック教材の開発」に関する業務委託

II. 委託期間

契約開始日から令和8年3月31日まで

III. 『I' mPOSSIBLE(アイムポッシブル)』日本版について

『I' mPOSSIBLE』は、国際パラリンピック委員会(IPC)が開発した教育プログラムで約40か国で活用されている。この国際版を元に、『I' mPOSSIBLE』日本版は、日本の教育現場での活用のしやすさを考慮し、パラリンピックを題材に共生社会への気づきを子どもたちに促す教材として開発された。誰も取り残さず、様々な違いのある人たちと一緒に楽しく活動するための考え方のヒントや、公平について考えさせる話題、人権感覚を育むきっかけなども含まれている。初版教材は日本パラリンピック委員会(JPC)と日本財団パラスポーツサポートセンターが、ベネッセこども基金の協力のもと共同で開発した。現在は日本パラリンピック委員会が開発・普及を担っている。

小学生版と中学生・高校生版の2種類があり、それぞれ座学が11ユニット(授業)、実技が5ユニットある。

2023年度には、教育現場のICT化の流れに合わせたデジタルコンテンツ対応を進める中で、初のアニメーション教材を公開し、2024年度には第二弾を公開した。本委託はアニメーション教材の第三弾として制作を依頼するもの。

*参考: 『I' mPOSSIBLE』日本版公式 WEB サイト

<https://iam-possible.online/>

*現在の教材は、印刷して使用していた際の体裁を踏襲しPDF化したスライド教材と、新たに開発したアニメーション教材の両方を掲載。サイト上で無料で利用することが可能。

IV. 目的

- 従来版の『I' mPOSSIBLE』日本版教材について ICT を活用した学校の授業で効果的に活用できるようにする。
 - 授業の準備時間を短縮し、教員が授業でより扱いやすい教材とする。
 - 教材に良質なデジタルコンテンツ(アニメーション含む)を含むことで ICT を活用した授業でのグループワークを効果的に進められるようにする。
 - 学習者の ICT スキルに合わせた複数の提案ができるようにする。
 - 学校で実際に使用されている代表的なソフトに対応したワークシートを作成する。また使用方法の提案を行う。
- 教材の無断使用・無断転載が行われないような対策を施す。
- 教員、学習者が教材の趣旨を正しく理解し、かつ、より多くの教育現場で教材が活用されるようにする。

V. 委託内容

『I' mPOSSIBLE』日本版事務局の意見を取り入れながら企画提案、設計、構築、制作を行う。

1. アニメーション教材の作成

WEB サイトで公開されているスライド教材を基に、アニメーション教材をコンセプト設計から作成する。

【詳細】

(1)教材のテーマ

児童・生徒がパラスポーツを通じて、様々な人たちがともに活躍できる社会を作っていくための考え方を、パラスポーツの中にある工夫を通じて学ぶことを目的とした教材とする。

*「パラリンピックってなんだろう?」と「パラリンピックスポーツについて学ぼう!」の2つのスライド教材を基にアニメーション教材を作成。

*既存のスライド教材は、東京大会後にパラリンピックを通じた共生社会理解を促す内容に一部マイナーチェンジしたが、大会に向けた機運醸成に向けた表現が多い。アニメーション教材ではインクルーシブな社会を作るために自分にできることを考えられる内容とする。

対象スライド教材:

- 小学生版
「パラリンピックってなんだろう?」
<https://iam-possible.online/teachingmaterials/primary 1-1/>
「パラリンピックスポーツについて学ぼう!」
<https://iam-possible.online/teachingmaterials/primary 2-1/>
- 中学生・高校生版

「パラリンピックってなんだろう？」

<https://iam-possible.online/teachingmaterials/high-1-1/>

「パラリンピックスポーツについて学ぼう！」

<https://iam-possible.online/teachingmaterials/high-2-1/>

(2)教材の構成・仕様等

教材の構成、レイアウト、サイトデザイン、機能(字幕機能、音声読み上げ機能等を含む)等は、現在公開しているアニメーション教材を踏襲する。また、追加機能など本教材がよりよくなるための提案があれば検討する。

(3)使用環境

- ・授業者のニーズに合わせ、オンラインでもオフラインでも使えること。
- ・インターネット等の扱いに慣れていない授業者も簡単に利用できること。
- ・ウェブアクセシビリティの JIS 規格に準拠させたユニバーサルデザインであること。
- ・音声読み上げ機能について
さまざまな学習ニーズ(視覚障害、ディスレクシア、日本語を母語としない等)に対応するため、音声読み上げ機能を充実させ、視覚に頼らず情報を得られる教材であること。(現在のアニメーション教材と同じレベル感)

(4)具体的な作成物

①アニメーション映像:本編映像2本・・・小学生版、中学生・高校生版各1本

スライド教材に含まれる内容・コンセプトに沿って新規にアニメーション教材(ストーリー)を作成する。

*途中でグループワークを挟むなど、複数本に分かれる可能性もあり。

②補助映像(+アルファ教材) 2本・・・小学生版、中学生・高校生版、各1本

本編をより深く解説するための補助映像コンテンツ「+アルファ映像」を作成する。内容は今後検討とする。

*公開済みの以下のアニメーション教材の補助映像参照のこと。

・小学生版「公平について考えてみよう！」

+アルファ映像「公平」に競い、共に楽しむ 車いすラグビーのみりよくとくふう」等

<https://iam-possible.online/primary-school02/alpha.html>

・中学生・高校生版「公平について考えてみよう！」

+アルファ映像「それぞれの視点、それぞれの工夫 パラリンピアンが語るわたしたちの生活」等

<https://iam-possible.online/high-school02/alpha.html>

③教材の児童・生徒用ワークシート・・・小学生版、中学生・高校生版、各2点(本編映像、補助映像)

- ・ICT を活用した授業で授業者が使いやすく、また学習者が興味を持てる素材となるように、ワークシートの改変を行い、授業者に使用方法の提案を行う。いずれも本編映像、補助映像共に作成するものとする。
- ・ロイロノート、FigJam など、学校で実際に使用されている代表的なソフトに対応したワークシートの作成。また使用方法の提案。
- ・学習支援ツールの共有機能だけではなく、その他の機能の活用も想定したワークシートの提案。
- ・補助映像のワークシートについても小学生版、中学生・高校生版ともに作成。

④教師用指導案作成・・・小学生版、中学生・高校生版、各1点

・アニメーション本編映像に係る指導案の作成。

⑤考えよう・・・小学生版、中学生・高校生版、各1点

・話し合いの助けとなるヒントを掲載したページの作成。

⑥画像(イラストデータ)・・・小学生版、中学生・高校生版、各1点

・アニメーション映像のシーンを静止画で掲載したページの作成。

⑦タマちゃんのつばやき・・・小学生版のみ1点

・授業をリードするキャラクターの視点から、該当授業に関連する問いかけなどを行うページの作成。

(5)留意点

- ・小学生版で登場するオリジナルキャラクター「タマちゃん」を利用予定。
- ・「タマちゃん」の声優については、これまでと同じ声優に依頼する。
当会より制作業者に紹介。スケジュール調整、支払い(交通費含む)については制作業者で実施。
- ・必要な場合、写真、映像撮影のためのロケハン(東京近郊、1~2 回程度)を実施する。
- ・音楽(BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト、ナレーション等挿入含む。
- ・小学生版のみ「タマちゃんのつばやき」の作成

- ・パラリンピック映像に係る一切の編集作業を行う。また、パラリンピック映像提供元に提出する最終報告書等の作成を含む。
- ・WEB サイトデータと階層について
相対リンク(パス)で作成し、新教材のファイル名称は以下とする。
小学生版 <https://iam-possible.online/primary-school03/>
中学生・高校生版 <https://iam-possible.online/high-school03/>
- ・教材制作の途中段階で国際パラリンピック委員会(IPC)への教材の内容報告、承認を入れる必要があるため、それを勘案したスケジュール設定を行う。
実施タイミング:絵コンテがほぼ整った段階で各絵コンテ1回(計4回)

2. 公式サイトに掲載する、教材紹介ページの作成

- ・新教材を掲載する WEB ページレイアウトの作成
- ・公開済みのアニメーション教材の WEB ページレイアウトを新教材に合わせて修正
- *参考 公開済みのアニメーション教材 WEB ページ
小学生版 アニメーション教材「パラリンピアンが学校にくるとしたら?(香西宏昭選手編)」
https://iam-possible.online/teachingmaterials/primary_animation01/
小学生版 アニメーション教材「公平について考えてみよう!」
https://iam-possible.online/teachingmaterials/primary_animation02/
中学生・高校生版 アニメーション教材「パラリンピアンの日常生活からバリアフリーを考える(香西宏昭選手編)」
https://iam-possible.online/teachingmaterials/high_animation01/
中学生・高校生版 アニメーション教材「公平について考えてみよう!」
https://iam-possible.online/teachingmaterials/high_animation02/

3. 公開済み教材の修正

既に活用いただいている授業者等からの意見等を反映し、公開済み教材の使い勝手を向上する。現在想定している主な修正範囲は以下のとおり。その他、受託者と日本パラリンピック委員会(JPC)との協議により追加修正内容を決定する。

- ・全ての映像資料にウォーターマークをいれる。
- ・無断転載禁止等の、教材内の文言等の無断使用を禁止する旨の文言を記載する。

4. その他

アニメーション教材の作成等に向けて適宜必要と思われるアドバイスとコンサルテーション業務を行う。

また制作会議の結果を受け、都度教材の修正を行う。

- *教材制作会議の出席(月1~2回程度、各1~2時間程度)
- *上記のほか、3ヶ月に1回程度の進捗状況確認会議および完成後の振り返りのための会議出席。
- *会議議事録の作成。

VI. 委託費用(契約上限額)

本事業の実施に伴う予算額想定:金1,500万円(消費税等含む)

- *コンサルティング、制作費用等全て含む

VII. 納期

1. 11月末日:仮納品

教材については、補助映像およびそのワークシートを除いたものを仮納品。

- *仮納品した教材を用いたトライアル授業を数校で実施し、部分的に修正を行う。

2. 2月初旬

教材紹介ページレイアウト納品。

3. 2月末日

修正済みの教材を含め、すべての教材を納品。

- *原則として2月末日とし、具体的な期日は双方協議のうえ、別途決定するものとする。

【資料】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。